**平成３０年（フ）第１５９６号**
東京都品川区西五反田２丁目24―７―906
債務者　白野　奉文
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第１５９８号**
東京都杉並区下井草３丁目39―22―201
債務者　上野　悌晴
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第１５９９号**
東京都杉並区堀ノ内１丁目18―18　第１グリーンコーポ　102
債務者　酒井　潤一
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第１６０２号**
東京都八王子市南新町17―１―201
債務者　羽二生博樹
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第１６０８号**
東京都墨田区立川２丁目７―14―303
債務者　加庭　明好
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第１８３号**
東京都小平市学園西町１丁目19番６号
債務者　小柴理映子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第２０６号**
東京都清瀬市野塩４丁目59番地24
債務者　田中　典子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第７５号**
東京都東久留米市下里４丁目１番24―101
債務者　池谷　勝巳
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第８９号**
東京都町田市木曽東３丁目13番７号
債務者　岩城　　守
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第２２９号**
東京都多摩市鶴牧６丁目７番地の３ＭＩＤＰＯＩＮＴ　024号室
債務者　田中　幸一
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第２４８号**
東京都府中市白糸台４丁目66番地の４第２ジェネラスコート102
債務者　浅野　弘美
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第１５９７号**
東京都東大和市向原５丁目1081　竹内荘Ｂ―204
債務者　福島有紀子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第１７７号**
横浜市港南区下永谷２丁目31番16号　ヒルズ栄201号室
債務者　大場　りか
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第３０７号**
神奈川県藤沢市大庭5428番地の７
債務者　藤崎　春香
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第３１８号**
横浜市西区久保町６番25―402号
債務者　森　　則子（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部